

京都市伏見区久我御旅町南部住宅地区建築協定

協定区域

京都市伏見区久我御旅町の一部及び
同区久我東町の一部

運営委員会連絡先

電話 075 - -

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

協定内容（協定書より抜粋）

■ 目的

第1条 この建築協定は、建築基準法（以下「法」という。）第69条及びこれに基づく京都市建築協定条例第2条の規定に基づき、第4条に定める建築協定区域（以下「協定区域」という。）内における建築物の敷地、位置、形態及び用途の基準について定め、良好な住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

■ 建築物の敷地、位置及び形態に関する基準

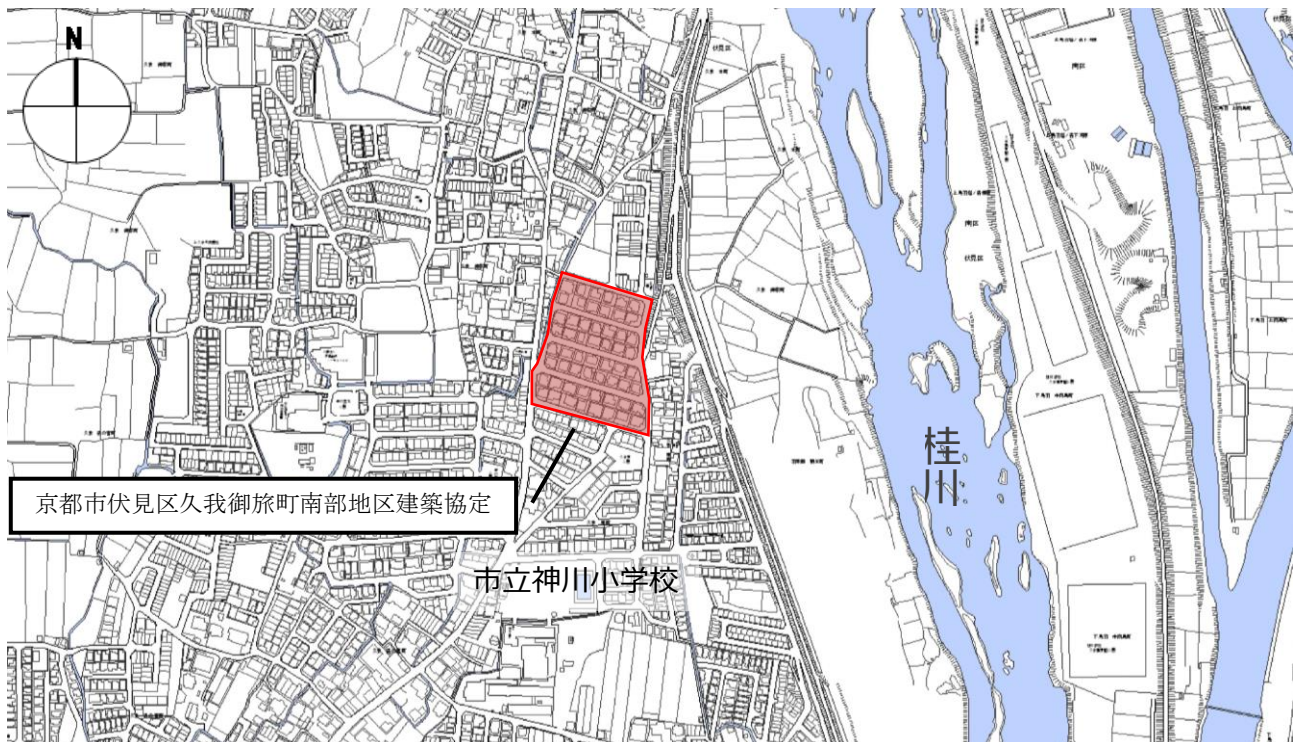
第6条 協定区域内の建築物は、次の各号に定める基準に適合しなければならない。

- (1) 敷地の平均地盤面の高さは、前面道路の路面の中心から60cm以下であること。
- (2) 建築物の敷地の区画は、別紙建築協定区域図で示す区画から分割できないものとする。
- (3) 建築物の外壁仕上面又はこれに代わる柱等の仕上面から北側の敷地境界線までの距離は、2階以下の部分については1m以上、3階の部分については2m以上とすること。
- (4) 地上階数は3以下とし、かつ最高の高さは地盤面から10m以下とすること。

■ 建築物の用途に関する制限

第7条 協定区域内においては、次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。


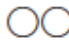




- (1) 一戸建ての専用住宅
- (2) 一戸建ての住宅で次のアからエまでに掲げる用途を兼ねるもの。
 - ア 日用品を販売する小売店舗
 - イ 診療所
 - ウ 理髪店又は美容院
 - エ その他第9条に定める委員会が良好な住環境を損なわないと認めた用途



京都市伏見区久我御旅町南部地区 建築協定区域図



凡例

-  建築協定地区
-  建築協定区域
 -  区画番号
 -  地番
-  建築協定区域隣接地
-  町界線

※町名が久我東町の場合のみ地番に東町と記載。
その他の地番は、久我御旅町の地番とする。